

制定環廃対発第 060707002 号
平成 1 8 年 7 月 7 日
改正環廃対発第 17033138 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日
改正環循適発第 2504033 号
令和 7 年 4 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環 境 大 臣 浅 尾 慶 一 郎
(公印省略)

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の
候補者の推薦について

多年にわたり生活改善事業に尽力し、その功績が特に顕著である者等に対する環境大臣表彰については、平成 1 8 年 7 月 7 日付環廃対発第 060707002 号循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の候補者の推薦についてに基づき実施してきたところですが、別紙「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰実施要領」を一部改正し実施することとしたので、候補者の推薦についてよろしくお願いします。

(別 紙)

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰実施要領

I 目的

本制度は、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（エネルギーリカバリー）の適切な推進、廃棄物の収集運搬・処分事業、浄化槽の設置・保守点検・清掃及び製造等の事業、ねずみ・衛生害虫等の防除及び清掃等による生活環境の改善、廃棄物処理技術に関する研究等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績をたたえ、もって循環型社会の形成、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理の推進その他生活環境の保全に資することを目的とする。

II 表彰の対象

次の1から6までのいずれかに該当する個人、企業、団体又は地区を表彰の対象とする。

1 循環型社会形成推進功労者

先駆的又は独創的な取組により、循環型社会の形成について顕著な成果を上げている個人、企業又は団体であって、次のいずれかに該当するもの。

(1) 3 R活動推進功労（個人）

廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を展開し、これらの活動の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、これらの活動を廃棄物の収集運搬・処分事業として行う者を除く。

(2) 3 R活動推進功労（団体）

廃棄物等の発生抑制及び循環的な利用に関する具体的活動又は普及啓発活動を目的とする団体であって、これらの活動を継続的かつ着実に推進してきたもの。

ただし、公益法人（社団法人、財団法人）、営利を目的とする団体及び宗教上の教義を広める活動を行う団体を除く。

(3) 3 R活動優良企業（企業）

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分を実現した企業であって、次のいずれかに該当するもの。

イ その工場又は事業所等の事業に係る拠点において、当該事業活動に伴う廃棄物等の大幅な発生抑制又は循環的な利用の大幅な拡大を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。

ロ その製品等について、廃棄物等としての相当程度の発生抑制、循環的な利用の相当程度の拡大又は適正処分の飛躍的な向上を実現した企業であって、その取組が将来的にも持続し得るもの。

ハ 廃棄物等の大幅な発生抑制、循環的な利用の大幅な拡大又は適正処分の飛躍的な向上のための技術、製品又はシステムを実用化し、かつその普及を図る企業。

2 一般廃棄物関係事業功労者

一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、一般廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は一般廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者で、次のいずれにも該当するもの。

(1) 当該年4月1日において、一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は一般廃棄物の処理に関する事業を行う公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ただし、一般廃棄物の収集運搬又は処分を業とする者（従業者を含む。）でない者にあつては、その従事年数が10年以上であること。

(2) 原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

3 産業廃棄物関係事業功労者

産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は産業廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であつて、次のいずれにも該当する者。

(1) 当該年4月1日において、産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は産業廃棄物の処理に関する事業を営む公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ただし、産業廃棄物の処理を業とする者（従業者を含む。）でない者にあつては、その従事年数が10年以上であること。

(2) 原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

4 浄化槽関係事業功労者

浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の事業に従事し、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進若しくは浄化槽の普及又は浄化槽の機能の向上に顕著な功績のあった者又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 当該年4月1日において、浄化槽の設置等の事業又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する事業を営む公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ただし、浄化槽関係事業を業とする者（従業者を含む）でない者にあつては、その従事年数が10年以上であること。

- (2) 原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

5 生活環境改善功労者及び生活環境改善模範地区

(1) 生活環境改善功労者

ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等生活環境改善行政に対する協力又は地域の環境美化等に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当する者。

イ 当該年4月1日において、ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等生活環境改善行政に対する協力及び地域の環境美化に関する活動の従事年数が10年以上であって、かつ、年齢が満50歳以上であること。

ロ 原則として同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

(2) 生活環境改善模範地区

ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等の地域の環境美化その他生活環境の改善を積極的に推進して顕著な成果を上げている地区であって、次の各号に該当するもの。

イ 住民の自主的、組織的な実践運動を基盤として計画的に改善を実施しており、その取組が他の地区の模範となるに足りるものであって、その成果が計数的に把握されているものであること。

ロ 生活環境向上のための実践運動を開始してから、当該年4月1日までに少なくとも7年以上経過しているものであること。

ハ 地区の大きさは過去3か年において、少なくとも農村部にあっては戸数100戸以上又は人口500人以上、都市部にあっては戸数200戸以上又は人口1000人以上（ただし、夜間定住人口の少ない区域にあっては店舗又は事業所数が2

00か所以上で、かつ、就業人口1000人以上）であること。

ニ 対象となる地区が、原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰（これに準じる表彰を含む。）を受けたことがあること。

6 廃棄物・浄化槽研究開発功労者

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正処分又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理に関する研究開発において、学術的及び実用的に広範かつ有益な成果を上げ、その成果によって廃棄物処理事業又は浄化槽関係事業の発展に顕著な功績があった者。

III 表彰の対象から除外する者

以下のいずれかの事項に該当する者（企業、団体及び地区を含む）については、IIによらず対象から除外する。

- 1 勲章受章者及び同一事由による褒章受章者
- 2 当該年の叙勲候補者または褒章候補者になりうる者
- 3 過去に環境衛生事業功労者厚生大臣表彰、生活環境改善事業功労者等環境大臣表彰、循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰の表彰を受けた者
- 4 過去に同一事由により他の表彰制度による環境大臣（環境庁長官含む）の表彰を受けた者
- 5 環境省関係法令に違反するなど表彰の対象としてふさわしくない経歴がある者

IV 被表彰者の決定

1 被表彰者決定の手続

被表彰者（又は団体）は、都道府県、（II 1については）3R・資源循環推進フォーラム又は（II 2～6については）環境省が適切と判断する団体が推薦する者（又は団体）について、別途定める表彰選考会の審査を経て環境大臣が決定する。

被表彰者の推薦については、IIに定める被表彰者の功績の区分ごとに別紙様式1から8により、毎年7月1日までに大臣あて行うものとする。

なお、受賞者としてふさわしくない非行行為及び受賞者に係る提出書類に不実又は虚偽の記載の事実等が判明した場合、受賞の決定を取り消すものとする。

2 表彰の方法

表彰の方法は、被表彰者の功績の区分別に表彰状を授与して行うものとし、その時期及び場所は、別途、被表彰者に通知するものとする。